

千葉県報

号外
令和6年5月31日

企業局管理規程

千葉県企業局処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和六年五月三十一日

千葉県企業局長 三神 彰

千葉県企業局管理規程第七号 千葉県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局処務規程（昭和三十四年千葉県水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一各課共通の項課長専決事項の欄第八号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、勤務時間を割り振らない日」に、「及び」を「並びに」に改め、同表総務企画課の項第三号部長専決事項の欄イ中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、勤務時間を割り振らない日」に、「及び休日」を「並びに休日」に改め、同項第四号部長専決事項の欄ロ中「子育て部分休暇」の下に「並びに所長の子育て部分休暇」を加え、同表土地事業調整課の項第一号イ中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、勤務時間を割り振らない日」に、「及び休日」を「並びに休日」に改める。

別表第二各出先機関共通の項第一号ホ中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、勤務時間を割り振らない日」に、「及び休日」を「並びに休日」に改め、同号チ中「看護休暇及び」を「看護休暇並びに所属職員の」に改める。

附則

この管理規程は、令和六年六月一日から施行する。ただし、別表第一総務企画課の項第四号部長専決事項の欄ロ及び別表第二各出先機関共通の項第一号チの改正規定は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

千葉県病院局処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和六年五月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第六号 千葉県病院局処務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局処務規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第九号中「週休日の振替」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、勤務時間を割り振らない日の振替」に、「及び」を「並びに」に改める。

附則

主要目次

- 人事委員会規則
千葉県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則 一
- 企業局管理規程
千葉県企業局処務規程の一部を改正する管理規程 一
- 病院局管理規程
千葉県病院局処務規程の一部を改正する管理規程 一
- 訓令
千葉県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 二
- 教育委員会訓令
千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令 二
- 選挙管理委員会訓令
千葉県選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令 二
- 訓令・収用委員会訓令
千葉県収用委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 二

人事委員会規則

千葉県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年五月三十一日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第二十二号

千葉県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則

千葉県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和三十二年千葉県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
別表各課共通の項事務局長専決事項の欄第二号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に、「及び休日」を「並びに休日」に改め、同項課長専決事項の欄第二号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改める。

附則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

この管理規程は、令和六年六月一日から施行する。

訓 令

千葉県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年五月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第八号

千葉県労働委員会事務局

千葉県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

千葉県労働委員会事務局処務規程（昭和四十年千葉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に、「及び休日」を「並びに休日」に改める。

第七条第四号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年六月一日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年五月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会訓令第五号

本 庁

教育事務所

教育機関

千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

千葉県教育委員会処務規程（昭和三十五年千葉県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一 三 その他の事務の表各課共通の項部長専決事項の欄第六号中「週休日の振替及び」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等の振替並びに」に改め、同項課長専決事項の欄第九号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に、「及び」を「並びに」に改める。
別表第二第九号及び別表第三第十号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年六月一日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 訓 令

千葉県選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年五月三十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会訓令第二号

千葉県選挙管理委員会職員

千葉県選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令

千葉県選挙管理委員会規程（昭和三十六年千葉県選挙管理委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第八号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年六月一日から施行する。

訓 令 ・ 収 用 委 員 会 訓 令

千葉県収用委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年五月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県収用委員会会長 三谷 紘

千葉県 県 訓令第一号

千葉県収用委員会事務局

千葉県収用委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

千葉県収用委員会事務局処務規程（昭和六十三年千葉県・千葉県収用委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年六月一日から施行する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八